

## はじめに

平成 19 年度から、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法の施行に伴い、全ての学校において特別支援教育が展開され、早 8 年が経過しようとしています。

これまで、県教育委員会では、小中学校の教員向け（平成 16 年）や中高等学校教員向け（平成 25 年）、幼稚園・保育所の教員向け（平成 26 年）に、障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援の在り方等について、以下のようなガイドブックを作成してきたところです。

- ① 「一LD・ADHD・高機能自閉症のある一特別な教育的支援を必要とする子どものためのQ&A」（平成 16 年 3 月 特別支援教育課）
- ② 「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～ すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」（平成 25 年 3 月 特別支援教育課）
- ③ 「～幼稚園・保育所における～発達障害の可能性のある子どもへの支援 Q&A」（平成 26 年 3 月 特別支援教育課）

昨年の幼稚園・保育所の教員向けの Q&A の作成により、教員向けの資料は、幼児期から、小中学校・高等学校と、就労前まで、一人一人のライフステージに応じた指導・支援の在り方を提示することができたかと捉えているところです。

さて、平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、＜共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。＞ことが示されました。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育は、必要不可欠と言えます。

今後も、発達障害の可能性のある子どもへの指導・支援においては、早期把握・早期支援の重要性を認識し、医療・保健・福祉・労働等との連携を強化しながら、組織的・計画的・継続的に取り組んでいくことが望まれています。

そこで、県教育委員会では、早期把握・早期支援の重要性に鑑み、早期からの教育相談・支援体制の構築を進めていくためには、地域で、保護者が必要な時にいつでも子育てに関する

る情報が得られ、相談が受けられるシステムづくりが必要であると考え、取り組んでいるところ です。

平成 26 年度・27 年度と 2 年間の取組として、保護者が子育てをしていく上で必要な情報、特に発達障害の可能性のある幼児を持つ保護者に、「知っておいた方がよい」「やっておいた方がよい」等の内容を伝え、子育てをする上での一助となることを目的として「保護者向け早期相談支援 Q&A（就学に関する情報）」を作成することとしました。

そして、まず、平成 26 年度は、「就学に関する情報編」を作成しました。

本 Q & A が保護者はもとより、関係機関等において活用され、発達障害の可能性のある子どもを真中に据えた、支援のネットワーク構築が推進されることを願っています。

平成 27 年 3 月

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長

岡田 哲也



早期相談・早期支援のポイント

**早く、上手に、つながり続ける**